

国営東京臨海広域防災公園教養施設と内閣府所有の有明  
の丘基幹的広域防災拠点施設との兼用工作物協定

(目的)

第1条 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項、第5条の3及び第12条の6の規定に基づき、国営東京臨海広域防災公園教養施設（以下「公園施設」という。）と内閣府所有の有明の丘基幹的広域防災拠点施設（以下「防災施設」という。）について、その管理の方法及び管理に要する費用の負担に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(兼用工作物の対象)

第2条 この協定の対象となる兼用工作物は、東京都江東区有明2丁目において、防災施設と公園施設とが相互に効用を兼ねる工作物とし、その位置は別添図①のとおりとする。

(兼用工作物の管理)

第3条 兼用工作物の維持、修繕その他の管理及び災害復旧は、国土交通省が整備した施設については関東地方整備局長（以下「甲」という。）が、内閣府が整備した施設については内閣府政策統括官（防災担当）（以下「乙」という。）が行うものとする。ただし、国土交通省と内閣府双方で整備した施設については甲乙共同で行うものとする。

2 前項の規定によるほか、都市公園法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は甲が行うものとする。

(兼用工作物の管理に要する費用)

第4条 兼用工作物の管理に要する費用は、前条の規定により、甲が行うものについては甲の負担とし、乙が行うものについては乙の負担とし、国土交通省と内閣府双方で整備した部分は各々の使用量又は専有面積比按分によるものとする。

(雑則)

第5条 兼用工作物の管理の方法又は管理に要する費用の負担で、前2条の規定によることが適当でない認められるものについては、その都度甲と乙とが協議するものとする。この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項についても、同様とする。

2 この協定を円滑に実施し、兼用工作物の適正な使用を図るために連絡会議を置く。

(災害時の対応)

第6条 首都直下の地震等災害の発生により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、緊急災害現地対策本部又は非常災害現地対策本部が設置された場合の対応は別に定める。

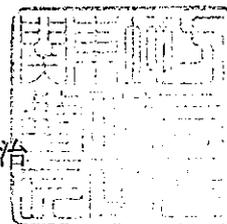
附則

この協定は、第2条の規定に係る兼用工作物の運用の開始日から施行する。

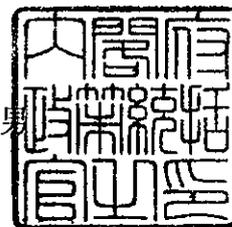
この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年 4月 1日

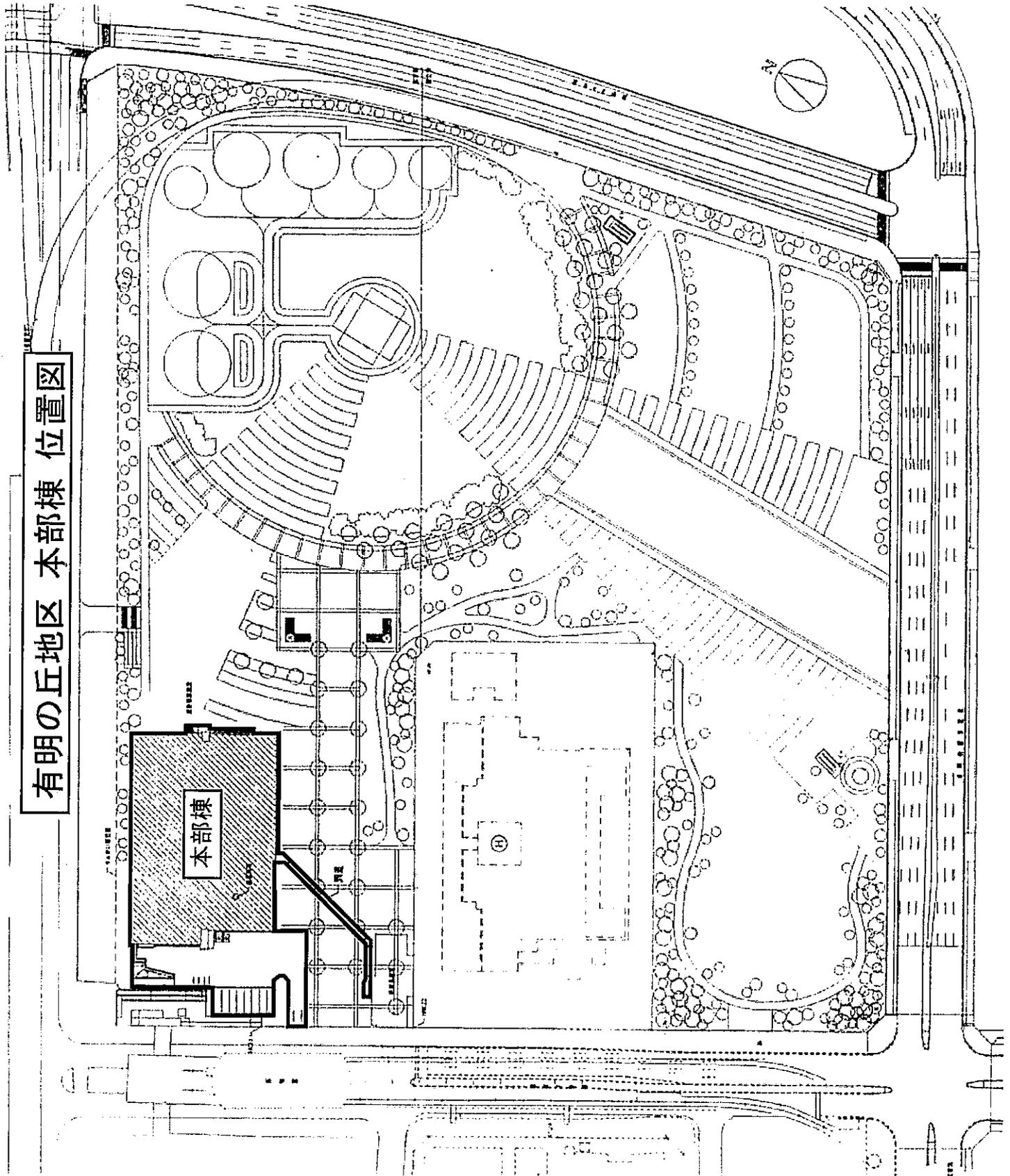
甲 公園施設管理者  
関東地方整備局長  
北橋 建治



乙 防災施設管理者  
内閣府政策統括官  
(防災担当) 加藤 利男



有明の丘地区 本部棟 位置図



**国土交通省**

(三沢空港事務所長) 国土交通省 事務官

降職を承認する

(関東船舶地方労働委員会事務局長) 同

船員中央労働委員会事務局船員労働審査官に配属

換する。(海軍船舶員政策課長補佐) 同

関東船舶地方労働委員会事務局局長に昇任させ

(東京航空局飛行場部管理課長) 同

三沢空港事務所長に昇任させる(以上五月一日)

(東北地方整備局仙台河川国道事務所) 国土交通技師

大田官房付に配置換する

(中国地方整備局山口河川国道事務所) 同

東北地方整備局仙台河川国道事務所長に配置換

(北陸道開発局建設部建設課) 同

中国地方整備局山口河川国道事務所長に昇任させ

(関東地方整備局国営アルプス) 同

あつみの公園事務所) 同

神戸市・地域整備局公園緑地課長に昇任させ

専門官に配置換する

(神戸市・地域整備局公園緑地課) 同

関係地方整備局関係アルプスあつみの公園事務所

長に昇任させる(以上五月七日)

**叙位・叙勲**

- 叙位
  - 正五位に叙する(四月一日) 水田 謙吉
  - 正四位に叙する(四月一日) 大北 寛 吉本 寛
  - 正四位に叙する(四月一日) 小西 宏
  - 正七位 平松 哲夫
  - 従四位に叙する(以上四月一日) 久米 豊川
  - 従五位に叙する(以上四月一日)
  - 従六位に叙する(四月八日)
  - 叙勲
    - 瑞宝双光章を授かる(四月一日)

**皇室事項**

**行幸啓**  
天皇皇后両陛下は、五月九日午前九時五十三分御出門、中華人民共和国主席閣下及び同令夫人を御訪問のため、ホテルニューオータニ(千代田区)へ行幸啓、同十四日午後九時三十分退宮された。

**官庁報告**

**国土事項**

**関東地方整備局公示**  
都市公園法(昭和32年法律第79号)第5条の2第1項の規定により国営東京臨海広域防災公園敷地施設と内閣府所有の有明の丘基幹的広域防災拠点施設との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき公示する。  
その関係図書は、関東地方整備局及び同局国営昭和記念公園事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成20年5月13日

- 1 公園の名称 国営東京臨海広域防災公園
- 2 兼用工作物の位置 東京都江東区有明2丁目
- 3 管理者の氏名及び住所 氏名 防災施設管理者 内閣府政策統括官(防災担当) 住所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号
- 4 管理の内容 兼用工作物の維持、修繕その他の管理及び災害復旧
- 5 管理の期間 平成20年4月1日から兼用工作物が存続する日まで

**近畿地方整備局公示**

河川区域の変更により原川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。  
その関係図面は、近畿地方整備局及び同局設置湖河川事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成20年5月13日

- 3 原川敷地等の位置
  - 左岸 滋賀県草津市青地町字堤下1664番1地先から同県同市同町同字68番10地先まで
  - 右岸 滋賀県栗東市同字同509番地先から同県同市同町同字129番地先まで
- 4 原川敷地等の敷地 土地(河川管理施設を含む。)6,212.9平方メートル

**公示**  
新潟地方事務所所属公証人安藤勇志氏及び同公証人を免ぜられた。(四月三十日)(安藤勇志)

**公告**

**農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告**  
下記1の国有財産は、農地法(昭和27年法律第229号)第80条第1項の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しない

1 国有財産の表示 伊東市川奈字蘆草 河1231番14 公衆用道路 89㎡	買収前の所有者の氏名 2 及び最後に知り得た住居 蘆田 豊吉 外55名 伊東市川奈
---	--

**経済産業省公告第10号**

工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年法律第95号)による改正前の工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の2第1項又は第25条第3項において適用する同法第19条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる工場は、それぞれ次の品目(種目)について、指弧内の工場から、認定を承継した。  
平成20年5月13日

指定品目(種目別)	所 在 地	経済産業大臣 甘利 明
レゾナーミクストコンクリー	会社・工場・事業所名 北海道豊光コンクリート株式会社 京極工場(北コン株式会社)	所 在 地 北海道札幌市東区南15条5丁目3番1号
レゾナーミクストコンクリー	会社・工場・事業所名 板橋建材株式会社(有限会社板橋建材店)	所 在 地 千葉県市川市大野町3丁目1689番地
レゾナーミクストコンクリー	会社・工場・事業所名 カイエー共和コンクリート株式会社 羽生工場(株式会社カイエーテクノ羽生工場)	所 在 地 埼玉県羽生市中手子林字道下1552番地1
レゾナーミクストコンクリー	会社・工場・事業所名 カイエー共和コンクリート株式会社 (安中産業株式会社)	所 在 地 群馬県安中市下秋間大字高森4733-2
レゾナーミクストコンクリー	会社・工場・事業所名 明治製紙株式会社(久保田製紙株式会社)	所 在 地 静岡県富士市比奈639番地
レゾナーミクストコンクリー	会社・工場・事業所名 株式会社フアノス(株式会社久保)	所 在 地 東京都大田区城南島4丁目7番8号